

○玉野市特定建築物等定期報告実施要領

平成30年4月1日

第1 目的

この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第12条に基づく建築物等（特定建築物及び随時閉鎖し、又は作動することができる防火設備（防火ダンパーを除く。以下「防火設備」という。））の定期報告について必要な事項を定め、定期報告制度の適切な運用を図ることを目的とする。

第2 提出書類

特定建築物及び防火設備の定期報告の提出書類は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下、「施行規則」という。）第5条第3項及び第4項並びに第6条第3項及び4項、玉野市建築基準法施行細則（平成11年規則第27号。以下「細則」という。）第13条第2項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 定期調査報告書（施行規則別記第36号の2様式）又は定期検査報告書（施行規則別記第36号の8様式）において改善が必要な指摘事項がある場合には、所定の改善実施計画書
- (2) (1)の場合において、指摘事項が改善されたときは、改善前後の写真を添えた所定の改善済み報告書
- (3) 代理者によって定期報告を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（委任状・任意様式）

第3 定期報告の対象とならない場合等

定期報告の対象であった建築物等が、休止等の理由により定期報告の対象とならなくなった場合その他玉野市長が必要と認めて求める場合は、対象とならない状況が記された図面等を添えて、所定の「定期報告対象建築物等に該当しない旨の届出書」を提出するものとする。この場合において、該当しない理由が用途規模が対象外である場合は、その状況を明示した各階平面図を添付するものとする。

- 2 休止等していた建築物等で使用再開等の理由により定期報告の対象となる場合は、使用再開等の後、直近となる細則第13条第3項又は第14条第2項の時期に報告する。

第4 提出部数及び提出先

定期報告書の提出部数は、正本1部、副本1部とし、受理決裁後、正本は玉野市で保管し、副本は所有者又は管理者に返却する。また、定期報告概要書の提出部数は1部とし、受理決裁後、玉野市にて保管する。なお、所有者又は管理者に対し、副本の保管を指導するものとする。

第5 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて市長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。